

## 第4回 確認部会

### 【資料集】

資料1

資料2

資料3

## 資料集 目次

【資料1】 幼児教育・保育の無償化について	・・・	1
【資料2】 平成30年4月の保育所待機児童数について	・・・	2
【資料3】 教育・保育施設の確認（利用定員の設定）	・・・	4

## 報告（1）幼児教育・保育の無償化について

### 1. 国の動向

①平成 29 年 12 月

「新しい政策パッケージ」が閣議決定され、以下の事項が決定。

- ・ 3 歳～5 歳児の幼稚園、保育所、認定こども園の保育料は無償化
- ・ 0 歳～2 歳児の保育所、認定こども園の保育料は住民税非課税世帯を対象に無償化
- ・ 平成 31 年 4 月から 5 歳児を先行実施。平成 32 年 4 月からは全面実施。
- ・ 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る利用料については今後検討

②平成 30 年 6 月

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」が閣議決定され、以下の事項が決定。

- ・ 無償化措置の実施時期については、平成 31 年 4 月と平成 32 年 4 月の段階的な実施ではなく、平成 31 年 10 月から全面実施。
- ・ 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る利用料については、保育の必要性のある世帯に限り、無償化（上限あり）。

### 2. 無償化の対象世帯と対象施設

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された内容に基づき作成しているため、今後変更となる可能性があります。

年齢	保育の必要性	通園施設				
		保育所	認定こども園	幼稚園	地域型保育	認可外
3～5 歳児	あり	無償	無償	無償 月 25,700 円まで	無償	無償 月 37,000 円まで
	なし	—	無償 月 25,700 円まで	無償 月 25,700 円まで	—	無償化 対象外

※0～2 歳児については、住民税非課税世帯のみ対象となり、保育所、認定こども園、地域型保育事業に通園する児童は無償。認可外保育施設に通園する児童は月 42,000 円を上限に対象となる。

※保育の必要性がある児童が幼稚園に通園し、幼稚園の預かり保育を利用する場合は、月 37,000 円を上限に対象となる。

※このほか、障害児通園施設（わかば園など）の費用についても無償化される。

## 報告（2）平成 30 年 4 月の保育所等待機児童数について

### 1. 平成 30 年 4 月の保育所等待機児童数について

平成 30 年 4 月 1 日現在の厚生労働省の定義に基づく待機児童数は、昨年から 90 人増加し 413 人となりました。主な要因は、待機児童の定義見直し（113 人増）と入所申込者の増加（42 人増）によるものです。また、待機児童に含まれない児童を含めた、保育所等へ入所できなかった方は 2 人減少し 828 人となっています。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	H30-H29
入所申込者	2,390 人	2,703 人	2,745 人	42 人
保育所等へ入所できなかった方	636 人	830 人	828 人	- 2 人

利用保留児童数（C）	828 人
待機児童から除かれる方	
育児休業中の方（D）	10 人
求職活動を休止されている方（E）	77 人
特定の保育所等のみを申込されている方など（F）	328 人
待機児童数（G） = （C） - [（D） + （E） + （F）]	413 人

### 2. 平成 28 年度～平成 30 年度の待機児童対策進捗状況について

平成 28 年度に 3 か年（平成 28～30 年度）で約 1,500 人の受入枠拡大を図ることを目標に掲げ待機児童対策を推進しているところですが、現時点で約 1,300 人の受入枠拡大に目途が立っている状況です。

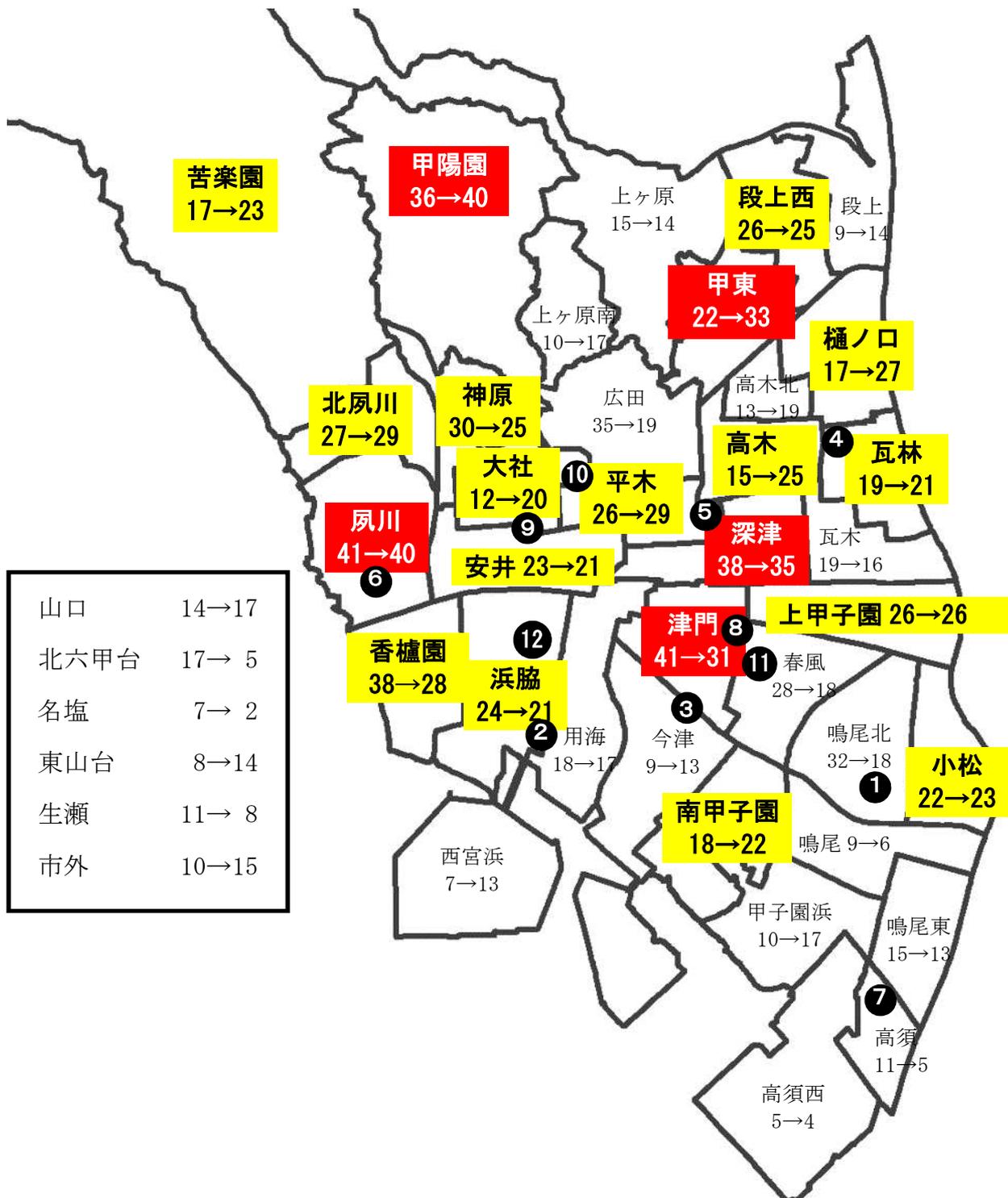
	H28 対策 (H29 開設)	H29 対策 (H30 開設)	H30 対策 (H31 開設)	合 計
計 画 値	260 人増	535 人増	695 人増	1,490 人増
現在の進捗	189 人増	412 人増 ① コペル保育園 ② ゆめっこわかば保育園 ③ ニコニコ桜今津灯保育園 ④ 日野ひかりの森こども園 ⑤ 西宮北口こどもの園	705 人増 ⑥ 夙川あすなる保育園 ⑦ 高須の森保育園 ⑧ みどり園保育所分園 ⑨ 大社幸和園 ⑩ 越水幸和園 ⑪ 上甲子園 5 丁目保育園 ⑫ 西宮本町つきの保育園	1,306 人増

1. 利用保留児童数（年齢別）

年月日	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H29. 4. 1	96人	286人	168人	207人	56人	17人	830人
H30. 4. 1	78人	327人	154人	155人	95人	19人	828人
増減	▲18人	+41人	▲14人	▲52人	+39人	+2人	▲2人

2. 【<H29. 4→H30. 4>利用保留児童数（小学校区別）】

（単位：人）



## 1. 確認について

### 1) 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

↓  
**確認部会**

(確認部会での意見聴取事項)

- 1 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）又は、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- 2 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について
- 3 他市町村で認可を受けた地域型保育事業で本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員について

### 2) 認可と確認

教育・保育施設、地域型保育事業は、

1 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。

2 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

が求められる。

#### 【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

－ 認可（認定）主体と確認主体 －

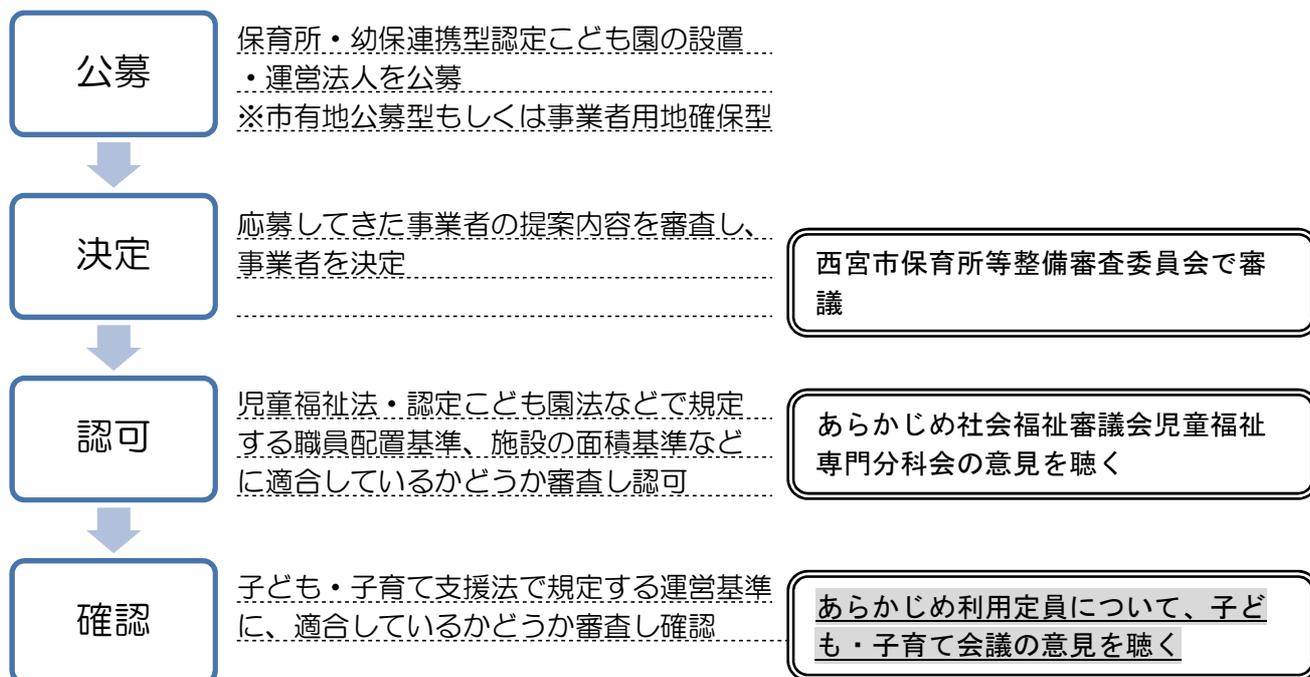
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	認可（認定）主体	根拠法	確認主体
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	西宮市	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	認定こども園法 学校教育法 児童福祉法	兵庫県		
	幼稚園		学校教育法	兵庫県		
	保育所		児童福祉法	西宮市		
地域型保育事業	小規模保育事業		児童福祉法	西宮市		
	家庭的保育事業		児童福祉法			
	居宅訪問型保育事業		児童福祉法			
	事業所内保育事業		児童福祉法			

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

－ （例）民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ －



### 3) 確認の効力

#### 1 教育・保育施設に対する確認：確認の効力は全国に及び

本市の市民が他市町村の教育・保育施設を利用する場合、改めて本市で当該施設の確認を行う必要はない。

#### 2 地域型保育事業者に対する確認：確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び

本市の市民が他市町村の地域型保育事業を利用する場合、改めて本市で当該事業者の確認を行う必要がある。

例えば、本市の市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子供がA市内の施設を利用する場合

\* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合

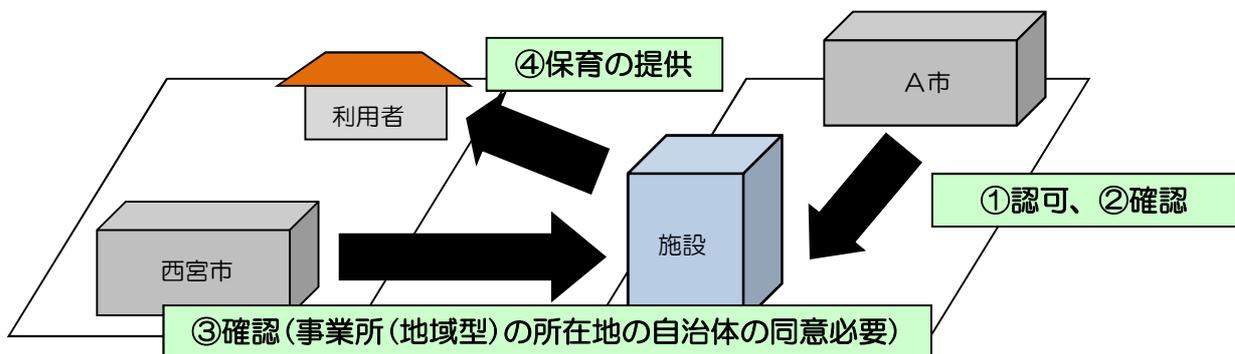
⇒ 定員に空きがあるなど、入所・入園要件が整えば、利用可能

\* 預け先が家庭的保育事業所、小規模保育事業所等を利用する場合

⇒ 定員に空きがあったとしても、事業者が西宮市の“確認”を受けなければ、利用できない。

※あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(本市の市民が市外の地域型保育事業を利用する場合のイメージ)



#### 子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書きに基づく同意を要しないことの同意書

地域型保育事業の確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び。

そのため、本市の子供が他市の地域型保育事業を利用する場合、本市で確認を行う必要がある。

ただし、地域型保育事業の所在する市町村から事前に同意を得ていれば、地域型保育事業の所在する市町村の確認をもって、本市の確認行為があったものとみなすことができる。

こうしたことから、兵庫県内の市町では、県内の地域型保育事業における同意を要しない同意書(協定)を結んでいる。

#### 4) 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、認可定員とは別に以下の条件に基づき、「利用定員」を定める必要がある。

1 利用定員は1号、2号、3号認定の区分ごとに定め、3号認定については0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

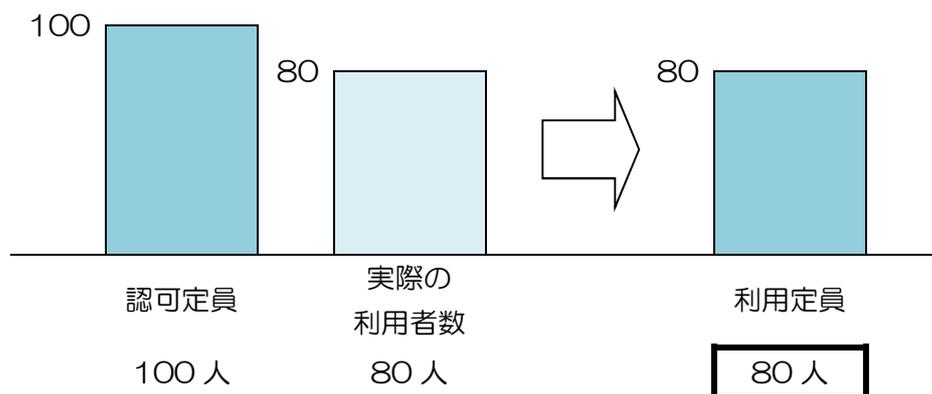
2 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を踏まえて設定する必要がある。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

3 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合  $\text{利用者数} < \text{認可定員}$

実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

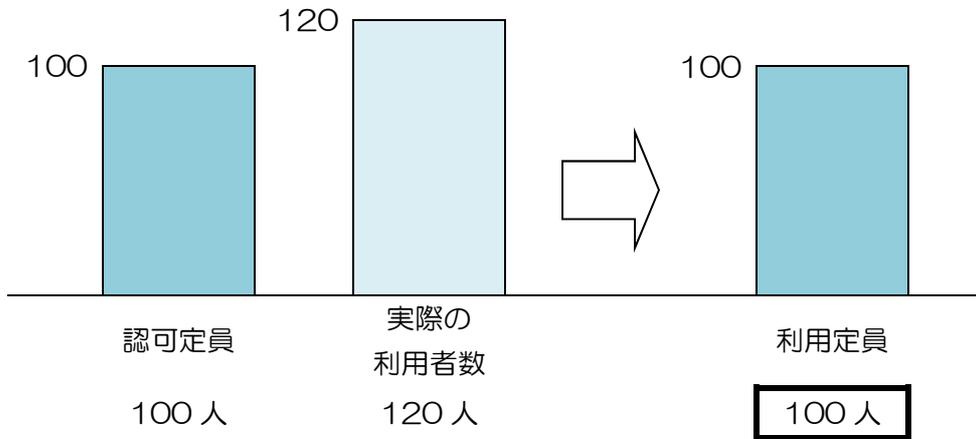
※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。



4 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

**認可定員の範囲内で利用定員を設定する。**

- ① 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- ② 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- ③ 「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。



## 2. 利用定員の設定

### 1) 新たに利用定員を設定する施設等

(単位：人)

種別	名称		認可・認定定員 (入所児童数 H30.4.1)	利用定員					備考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1,2歳				
こども認定園	1	幼保連携型認定こども園 日野ひかりの森こども園	120(—)	15	36	54	15	120	新設
保育所	2	ニコニコ桜今津灯保育園	90(—)	9	24	57	0	90	新設
	3	西宮北口こどもの園	50(—)	2	5	43	0	50	新設

(参考1：各地域における定員の増減)

小ブロック	入所児童数 H30.4.1			入所保留数 H30.4.1			2・3号定員の増減
	0-2歳	3-5歳	合計	0-2歳	3-5歳	合計	
浜脇1 浜脇、西宮浜 香櫛園、用海	401	483	884	46	33	79	
浜脇2 津門、今津 南甲子園	325	368	693	53	13	66	ニコニコ桜今津灯保育園 90人増
鳴尾1 鳴尾、甲子園浜 鳴尾東	167	213	380	29	7	36	
鳴尾2 高須、高須西	117	171	288	9	0	9	
上甲子園 上甲子園、春風 鳴尾北、小松	440	493	933	61	24	85	
大社1 夙川、北夙川 苦楽園、甲陽園	314	358	672	76	56	132	
大社2 安井、大社、 神原	268	282	550	40	26	66	
広田1 広田、上ヶ原 上ヶ原南	230	256	486	36	14	50	
広田2 平木、瓦木 深津	316	314	630	59	21	80	西宮北口 こどもの園 50人増
甲東1 甲東、段上、 段上西	264	261	525	48	24	72	
甲東2 樋ノ口、高木 高木北、瓦林	368	425	793	67	25	92	日野ひかりの森こども園 120人増
山口 山口、北六甲台	69	117	186	14	8	22	
塩瀬 名塩、東山台 生瀬	112	138	250	14	10	24	
合計	3391	3879	7270	552	261	813	260人増